

事故が起きています!

(電動キックボード等)

特定小型原動機付自転車に乗るときは必ずルールを守りましょう!

2023年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)のうち、特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定が施行されました。

16歳未満運転禁止

運転免許は必要ありませんが、16歳未満の方が特定小型原動機付自転車を運転するのは禁止されています。



ヘルメットを必ず着用

交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを必ずかぶりましょう。



歩道の走行禁止

車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、原則として車道を通行しなければなりません。(自転車も通行可)。一定の条件を満たした特例特定小型原動機付自転車は「普通自転車等及び歩行者専用」の道路標識が設置された歩道のみ通行可能ですが歩行者優先です。



普通自転車等及び歩行者専用

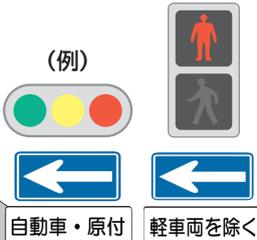


Check!
歩道走行時は最高速度6km/h
緑色の表示灯点滅

飲酒運転・2人乗りは禁止

信号や道路標識には従いましょう

信号や標識に従う必要があります。補助標識が設置されている場合には、原則、「普通自転車」が規制対象となる場合に規制の対象となります。



(例)

自動車・原付 軽車両を除く

車道の左側を通行し、交差点では2段階右折

ナンバープレート取付 自賠責保険の加入が 必要です

特定小型原動機付自転車もナンバープレートの取付と自賠責保険への加入が必要です。



スマートフォンなどの「ながら運転」は禁止

交通事故の場合は必ず負傷者を救護し 警察へ通報するなど必要な措置をしましょう

いわゆる“電動キックボード”の形状をしていますが、定格出力や構造上出せる最高時速等で車両区分が異なります。

免許不要

特定小型原動機付自転車



立ち乗りタイプ

自転車タイプ

最高速度
20km/h以下
車体の大きさ
長さ **1.9m**以下
幅 **0.6m**以下

免許が必要

一般原動機付自転車



立ち乗りタイプ

ペダル付き原動機付自転車

最高速度
30km/h以下
(制限速度)
車体の大きさ
長さ **2.5m**以下
幅 **1.3m**以下